

エコ農業直接支援事業実施要領

平成24年4月20日農林部長決裁
平成25年5月16日一部改正
平成26年5月13日一部改正
平成27年6月12日一部改正
平成28年4月12日一部改正
平成29年4月13日一部改正
平成30年4月12日一部改正
平成31年4月24日一部改正
令和2年4月17日一部改正
令和3年4月16日一部改正
令和4年5月6日一部改正
令和5年4月27日一部改正
令和6年4月17日一部改正
令和7年4月25日一部改正

第1 事業の目的

本県農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、県内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

特に、環境問題に対する県民の関心が高まる中で、本県農業全体のあり方を環境保全に重視したものへの転換を進めるとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることが重要である。

そこで、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い「環境にやさしい農業」に取り組む農業者団体等に対する支援を行うエコ農業直接支援事業を実施する。

第2 事業の内容

本事業において実施する内容は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）の第3及び日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「日本型直接支払交付等要綱」という。）の第3の（3）のとおりとし、県事業メニュー名との関係は次のとおりとする。

県事業メニュー名	国交付金名
エコ農業直接支払	環境保全型農業直接支払交付金 （国交付等要綱第3）
エコ農業直接支払推進事務	日本型直接支払推進交付金 （日本型直接支払交付等要綱第3の（3））

第3 エコ農業直接支払

1 支援の対象となる農業者等及び要件

本事業の対象者及びその要件は、環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）第1及び第2のとおりとする。

2 事業要件及び対象活動

国実施要領第3及び第4に定めるとおりとする。

なお、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用（以下「堆肥の施用」という）に取り組む場合の要件は別記1のとおりとする。

3 事務手続

本事業に係る事務手続は、国交付等要綱及び国実施要領によるもののほか、本要領（以下「県実施要領」という。）により行うものとする。

（1）事業計画書等の提出

ア 市町村における計画の認定

事業を実施しようとする市町村長（以下、「市町村長」とする。）は、国実施要領第8の1に定める事業計画等の提出を受け、同要領第8の2による事業計画の認定を行い、申請者に通知した場合は、県実施要領様式第1号を農林振興センター所長に送付する。また、農林振興センター所長はその写しを農産物安全課長に送付する。

市町村長は、国実施要領第8の1の（2）に定める書類の提出を受け、受理した場合、県実施要領様式第2号を農林振興センター所長に送付する。また、農林振興センター所長はその写しを農産物安全課長に送付する。

イ 事業計画の変更

市町村長は、国実施要領第8の3に基づいて事業計画の変更の申請又は届出を受け、変更の認定又は受理を行った場合、県実施要領様式第3号を農林振興センター所長に送付し、農林振興センター所長はその写しを農産物安全課長に送付する。

ウ 事業実施計画の申請

市町村長は、毎年度、県実施要領様式第4号により農林振興センターを經由し、知事に事業実施計画の申請を行う。

エ 事業実施計画の承認

知事は、県実施要領第3の3の（1）のウに基づき提出された事業実施計画書が適当と認められる場合はこれを承認し、県実施要領様式第5号により市町村長へ通知する。

（2）実施状況の報告及び確認

ア 市町村における実施状況報告書の確認及び依頼

市町村長は、農業者団体等から提出された国実施要領第8の4の（1）に定める実施状況報告書等の内容について国実施要領第8の5に基づき確認を行った上で、県実施要領様式第6号により農林振興センター所長に報告する。

国実施要領第8の5の（1）のイに基づき、技術的な観点に基づく実施状況の確認を依頼する場合は、県実施要領様式第7号により農林振興センター所長あてに提出する。

イ 農林振興センターにおける実施状況の確認及び回答

農林振興センター所長は、県実施要領第3の3の（2）のアに基づき報告を受けた県実施要領第6号について、その写しを農産物安全課長に送付する。

また、県実施要領第3の3の（2）のアにより技術的な観点に基づく実施状況の確認を依頼された場合、依頼された内容について実施状況の確認を行った上で、県実施要領様式第8号により市町村長に対して回答するとともに、写しを農産物安全課長に送付する。

（3）実施状況の取りまとめ

国実施要領第8の6のとおりとし、市町村長は、国実施要領様式第9号により、交付を受けようとする年度の2月15日までに農林振興センターを經由して知事あてに提出する。

(4) 抽出検査の実施

農林振興センター所長は、国実施要領第8の7に基づいて抽出検査を実施するものとする。農林振興センター所長は、県実施要領様式第9号により調査内容を取りまとめ、2月15日までに市町村長に通知するとともに、写しを農産物安全課長に送付する。

(5) 事業実績の報告

市町村長は、国実施要領第13に基づき、国共通様式第7号又は国実施要領様式第9号を、翌年度の5月15日までに農林振興センターを経由して知事に提出するものとする。なお、この実績報告書をエコ農業直接支援事業の実績報告にかえるものとする。

4 第三者機関

第三者機関は、国交付等要綱第6の2及び国実施要領第15に基づいて設置することとする。

第4 エコ農業直接支払推進事務事業

1 事務手続

本事業に係る事務手続は、日本型直接支払交付等要綱及び日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長通知、27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知。以下「日本型直接支払実施要領」という。）によるもののほか、県実施要領により行うものとする。

(1) 実施計画書の提出

ア 実施計画書の提出

市町村長は、日本型直接支払実施要領様式第2号を作成し、農林振興センターを経由して知事へ提出する。

イ 実施計画の承認

県は、県実施要領第4の1の（1）のアに基づき提出された実施計画書を審査し、適当と認められる場合はこれを承認し、県実施要領様式第10号により市町村長へ通知するものとする。

(2) 実施計画書の変更

市町村長は、事業実施計画書の内容を変更する場合には、県実施要領第4の1の（1）のアに準じて知事に変更した事業実施計画の協議を行った上で提出するものとする。

また、知事は、市町村長から変更された事業実施計画書が提出された場合は、内容の審査を行い、適当と認められる場合には県実施要領第4の1の（1）のイに準じて変更を承認することができるものとする。

(3) 事業実績の報告

市町村長は、毎年度事業完了後、事業の実施状況を日本型直接支払実施要領様式第2号に取りまとめ、事業実施の翌年度の4月末日までに、農林振興センターを経由して知事に提出するものとする。

第5 電子情報処理組織による申請等

1 対象となる事務手続

次に掲げるもの（以下「事務手続」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により事務手続を行う場合において、本

要領に基づき当該事務手続に添付すべきとされている書類について、当該書類は全部を書面により提出することを妨げない。

(1) 市町村長が行う第3の3の(2)の規定による実施状況報告書の報告

(2) 市町村長が行う第3の3の(5)の規定による事業実績の報告

2 電子情報処理組織による申請

市町村長が前項の規定により e M A F F を使用する方法により事務手続を行う場合は、e M A F F のサービス提供者が別に定める e M A F F の利用に係る規約に従わなければならない。

第6 その他

この事業の実施は、国交付等要綱及び国実施要領、日本型直接支払交付等要綱日本型直接支払実施要綱及び日本型直接支払実施要領、県実施要領に基づいて行うものとし、その他必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則 本要領は、平成24年4月20日から施行する。
 本要領は、平成25年5月16日から施行する。
 本要領は、平成26年5月13日から施行する。
 本要領は、平成27年6月12日から施行する。
 本要領は、平成28年4月12日から施行する。
 ただし、様式第1号、様式第2号、様式第3号については、旧要領の様式を平成28年6月30日まで使用できるものとする。
 本要領は、平成29年4月13日から施行する。
 本要領は、平成30年4月12日から施行する。
 本要領は、平成31年4月24日から施行する。
 本要領は、令和2年4月17日から施行する。
 本要領は、令和3年4月16日から施行する。
 本要領は、令和4年5月6日から施行する。
 本要領は、令和5年4月27日から施行する。
 本要領は、令和6年4月17日から施行する。
 本要領は、令和7年4月25日から施行する。

(別記 1)

堆肥の施用に取り組む場合の要件

- 1 堆肥の施用に取り組む場合の要件は、国実施要領第 4 の 1 の (1) による。
- 2 なお、本県において堆肥の施用に取り組む場合は、1 の要件に加え、土壌診断の結果と堆肥施用後に作付ける作物の施肥基準から、窒素とリン酸について「土壌診断を踏まえた必要成分量」を算出し、その成分量を超えない範囲で堆肥を施用（水稻の場合おおむね 0.5 t / 10 a 以上、水稻以外の作物の場合おおむね 1 t / 10 a 以上）すること。
- 3 ただし、土壌診断の結果、リン酸が 300 mg / 100 g を超え、2 で算出した「土壌診断を踏まえた必要成分量」から、リン酸の投入を必要としないほ場については、リン酸の含有率が 0.3 %（現物あたりの含有率）以下の植物性由来の堆肥を施用し、かつ他にリン酸を含む肥料及び資材を投入しないことを要件に交付するものとする。
- 4 同様に、土壌診断の結果、2 で算出した「土壌診断を踏まえた必要成分量」から窒素の投入を必要としないほ場については、窒素の含有率が 0.4 %（現物あたりの含有率）以下の植物性由来の堆肥を施用し、かつ他に窒素分を含む肥料及び資材を投入しないことを要件に交付するものとする。
- 5 堆肥の施用に取り組む農業者等は、原則として対象活動を開始する前までに施肥管理計画（県実施要領参考様式第 2 号）と土壌診断結果等を市町村長に提出する。市町村長は、その写しを県実施要領第 3 の 3 の (1) のウの事業実施計画に添付し、知事に提出する。ただし、主作物の後に堆肥を施用する（事業実施計画申請時に前作の栽培が終了していない）場合は、県実施要領第 3 の 3 の (2) のアの実施状況の報告時に提出することができるものとする。